

平成27年3月10日  
独立行政法人農畜産業振興機構

肉用牛肥育経営安定特別対策事業（新マルキン事業）の  
直接交付方式に係る補填金単価（概算払）について  
【平成27年1月分】

平成27年1月に肥育事業者が販売した交付対象牛に適用する肉用牛肥育経営安定特別対策事業実施要綱（平成25年4月1日付け24農畜機第5478号）附則9の概算払の補填金単価については、下記のとおりです。

なお、補填金単価の確定値については、平成27年5月上旬に公表する予定です。

記

肉専用種	交雑種	乳用種
—	21,900円	58,100円

注1：平成26年度より、四半期の最終月以外に販売された交付対象牛について、肥育牛補填金の概算払を行うこととしています。精算払については、四半期の最終月の補填金交付とあわせて行います。

2：概算払は、配合飼料価格安定制度の当該四半期の補填金がないと仮定して計算した額より4,000円/頭を控除した額としています。ただし、控除した額が1,000円/頭未満の場合は概算払を行いません。

連絡先

畜産経営対策部 肉用牛肥育経営課  
担当：高城、渡辺  
電話：03-3583-8562

(参考1)

## 平成26年度 新マルキン事業補填金算定基礎

【平成27年1月】

(単位：円/頭)

区分	肉専用種	交雑種	乳用種
粗収益 (A)	1,051,470	637,964	367,547
生産コスト (B)	938,797	670,352	445,210
差額 (C) = (A) - (B)	112,673	△ 32,388	△ 77,663
暫定補填金単価 (D) =   (C)   × 0.8	—	25,900	62,100
補填金単価 (概算払) (D) - 4,000	—	21,900	58,100

粗収益 (A) = ① + ②	1,051,470	637,964	367,547
主産物価格 ① = a × b	1,041,693	632,440	362,421
枝肉市場価格 (円/kg) a	2,139	1,304	837
枝肉重量 (kg) b	487	485	433
副産物価格 ②	9,777	5,524	5,126
生産コスト (B) = ⑤ + ⑥ + ⑦ + ⑧	938,797	670,352	445,210
物財費 ③	842,883	611,800	409,485
もと畜費	471,187	259,972	131,368
飼料費	301,838	303,549	240,600
流通飼料費	299,668	302,928	239,359
麦類	12,470	1,014	614
とうもろこし	12,797	358	440
ふすま	11,159	679	541
かす類	10,276	5,573	2,270
配合飼料 (暫定値)	211,220	260,757	216,209
稲わら	22,499	12,354	8,092
その他	19,247	22,193	11,193
牧草・放牧・採草費	2,170	621	1,241
敷料費	12,564	8,740	8,564
光熱水料及び動力費	11,724	8,519	6,895
その他の諸材料費	333	204	140
獣医師料及び医薬品費	7,810	4,010	3,138
賃借料及び料金	4,210	3,364	2,899
物件税及び公課諸負担	5,430	2,812	2,230
建物費	11,995	11,004	7,423
自動車費	5,967	3,266	1,995
農機具費	8,275	5,628	3,572
生産管理費	1,550	732	661
労働費 ④	73,292	41,285	24,755
家族	68,758	37,691	20,903
費用合計 ⑤ = ③ + ④	916,175	653,085	434,240
支払利子 ⑥	11,692	7,438	2,655
支払地代 ⑦	465	89	129
と畜経費 ⑧	10,465	9,740	8,186

注1：補填金単価は100円未満切り捨て。

2：平成26年度より、消費税抜きで算定。

(参考2)

主産物価格の内訳  
【平成27年1月】

品種区分	枝肉取引区分	平均枝肉価格 (円/kg)	平均枝肉重量 (kg/頭)
肉専用種	28市場	2,138	496
	相対取引等	2,142	466
	計	2,139	487
交雑種	28市場	1,299	486
	相対取引等	1,318	481
	計	1,304	485
乳用種	28市場	890	442
	相対取引等	819	430
	計	837	433

注1 28市場とは、中央卸売市場10市場と指定市場18市場での取引から、地域算定に用いたデータを除外して算定。

2 平成26年度より、消費税抜きで算定。

3 相対取引等とは、次の道県における食肉センター等での取引である。

【肉専用種】

北海道、岩手県、秋田県、山形県、福島県、神奈川県、新潟県、岐阜県、滋賀県、奈良県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、大分県、宮崎県、沖縄県

\* 宮崎県での取引については、(公社)宮崎県畜産協会により公表されている。

【交雑種】

北海道、岩手県、秋田県、山形県、福島県、千葉県、神奈川県、新潟県、滋賀県、奈良県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、鹿児島県

【乳用種】

北海道、青森県、岩手県、秋田県、山形県、福島県、千葉県、神奈川県、新潟県、滋賀県、奈良県、鳥取県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、鹿児島県